

2月18日(月)から、平成31年度(平成30年分)

市県民税・国民健康保険税の申告が始まります

各地区の受付日程表は広報あそ2月号でお知らせします。
必要な書類を持参して申告してください。

◎申告が必要な人

平成31年1月1日現在で阿蘇市に住所があり、次に該当する人など
▽営業、農業、不動産、配当などの所得があった人

▽給与所得者でその他の収入があった人
▽年末調整が未済で控除などの追加がある人

▽公的年金受給者で社会保険料などの控除を受ける人やほかの収入があった人
▽国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入されている人で非課税所得(遺族年金・障害年金)のみの人や無収入であった人

◎申告をしなかった場合

▽所得証明書などの交付ができません。
▽国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営住宅の家賃や保育料の算定など多くの公的な手続きに支障をきたす場合があります。

◎身体の不自由な人や高齢の人へ

期間中、申告に行くことが困難な場合は、必ず連絡してください。

◎事業収入がある人へ

事業収入がある人は、収支の確認が必要な場合がありますので、事業用の通帳をお持ちください。併せて、平成30年1月1日から12月31日まで記帳されているかご確認ください。

長期間記帳していなかった場合、合計記帳となる場合があります、その期間は通帳で明細が確認できません。銀行等の窓口で明細書を取得してください。

◎雑損控除の繰り越し

熊本地震による雑損控除を受けた人で、平成29年分の所得金額から控除しきれなかった金額(繰越控除)がある場合は、申告で平成30年分の所得金額から控除できます。申告の際は昨年の申告書の控えを必ずご持参ください。

◎事業主の皆さまへ

平成30年中に給与、賃金などを支払った場合は、「給与所得の源泉徴収票」を作成し、すべての受給者に交付することになっています。

また、「給与支払報告書」は、職業形態、支払い金額にかかわらず、平成31年1月1日現在、受給者の住所がある市区町村に提出してください。(1月31日(木)まで)

◎平成30年中に支払った保険料・税の納付証明書発行

所得税の確定申告書を提出する際、納付証明書の添付は義務付けられておりませんが、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払額を証明するものを必要とされる場合は、納付証明書を発行(手数料無料)します。

●問い合わせ先

(国民健康保険税) 税務課 ☎22・3148
(介護保険料・後期高齢者医療保険料) ほけん課 ☎22・3145

青色申告をはじめませんか？

事業所得や不動産所得の一番身近な節税策である青色申告をはじめてみませんか。青色申告にはさまざまな特典があり、白色申告に比べて有利になっています。白色申告から青色申告に変えたいときは、税務署に「所得税の青色申告承認申請書」を提出しましょう。平成31年3月15日までに申請を行い承認されれば、平成32年の所得税確定申告(平成31年分)から青色申告ができます。

☎ 阿蘇税務署 ☎ 22-0551 音声案内に従って操作してください

◎障害者控除を受けられる場合があります

障害者手帳などの交付を受けていない場合でも、「障害者控除対象者認定書」により障害者控除を受けられる場合があります。

●認定書の対象者(次のすべてに該当)

- ①平成30年12月31日現在(年の途中に死亡した場合はその日)で阿蘇市介護保険第1号被保険者に該当する人

- ②要介護認定を受けていて、認定基準を満たしている人(要支援は非該当)

- ③身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・原爆症認定書などを所持していない人

●認定の基準

身体障害の状態及び認知症の状態による自立度も含めて判定します。要介護認定を受けている人でも、必ず認定書の交付を受けられるとは限りません。

●申請方法

- ▽申請者 本人または親族
- ▽持参物 介護保険証、印鑑
- ▽申請先 市役所ほけん課

※申請用紙は、ほけん課または各支所市民係窓口にあります。市のホームページからもダウンロードできます。

※申請後、審査して郵送で交付します。窓口での即時交付はできません。

●問い合わせ先
ほけん課介護保険係 ☎22・3145

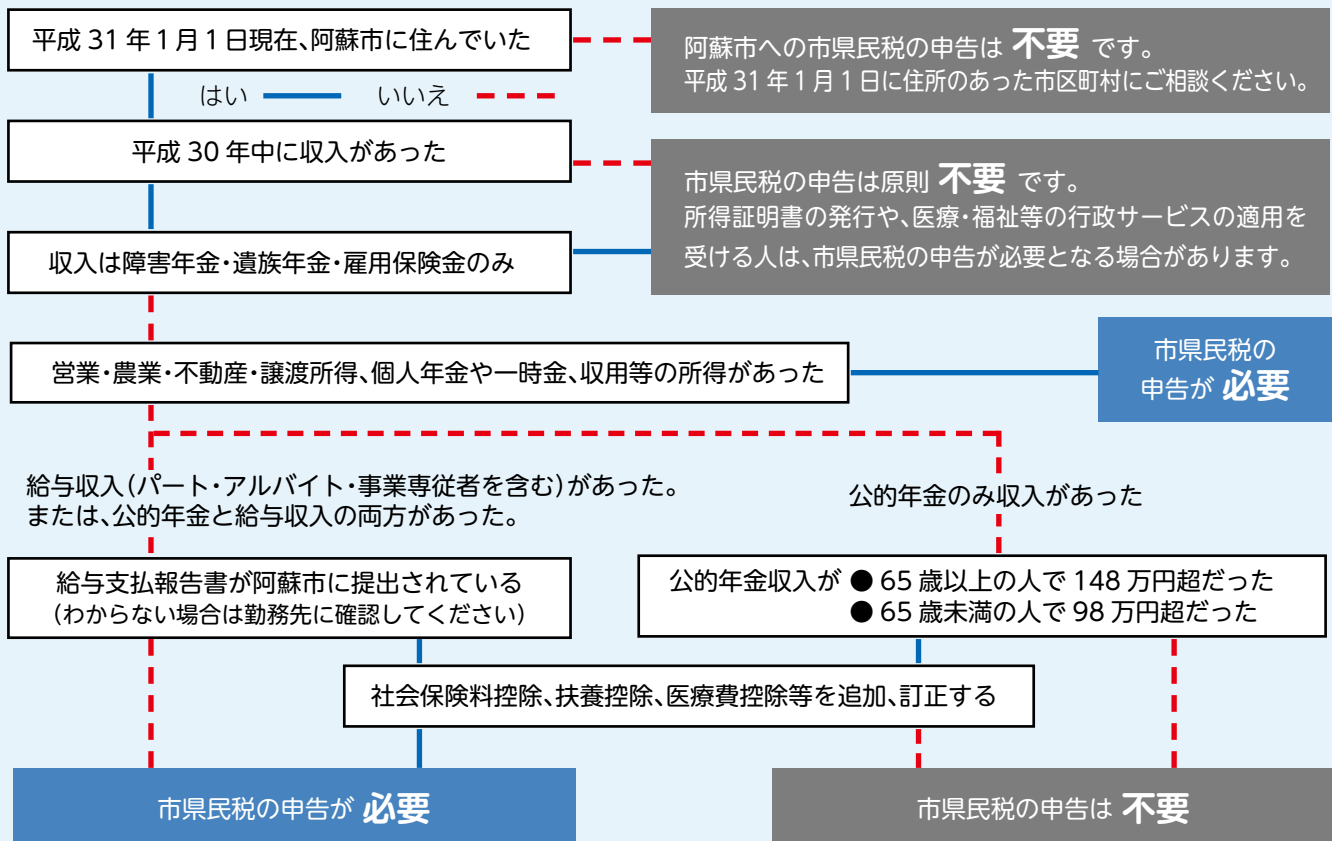
申告が必要か確認しましょう

下表は、申告が必要か判断する目安となります。所得税の確定申告をする必要がない場合でも、市県民税の申告が必要な場合がありますので、下のフローチャートで確認してみましょう。

確定申告が必要な人

- ①自営業者等で平成30年中の所得金額の合計が控除合計額を超える人(所得税がかかる人)
- ②公的年金収入金額が400万円を超える人
- ③公的年金収入金額が400万円以下であり、公的年金以外の所得が20万円を超える人
- ④年末調整をした給与収入があり、それ以外の所得が20万円を超える人
- ⑤給与を2カ所以上から受けている場合で、年末調整を受けなかった給与の収入金額と給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ⑥源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっていて還付申告をする人
- ⑦所得税の申告が不要であっても、扶養控除や医療費控除などの各種控除を追加し、所得税の還付申告をする人

●所得税の確定申告をしない人は、市県民税の申告が必要か確認しましょう。



あなたの思いをその1票に乗せて 阿蘇市議会議員一般選挙

投票日 1月27日(日)

投票時間 午前7時～午後6時(荻の草、舞谷、深葉地区は午後4時まで)

期日前投票

- 期日前投票所 阿蘇市役所・内牧支所
波野保健福祉センター(波野支所仮庁舎)
- 投票期間 1月21日(月)～1月26日(土)
- 投票時間 午前8時30分～午後8時



不在者投票

1月21日～27日に阿蘇市にいない人や、病院に入院しているなどの理由により投票に行けない人は、不在者投票をご利用ください。
不在者投票には、所定の手続きが必要です。不在者投票を希望される時は、お早めにお尋ねください。

●他の市区町村(滞在地)で行う不在者投票

阿蘇市の選挙人名簿に登録されている人が、投票日まで他の市区町村に滞在する場合は、滞在地の市区町村選挙管理委員会では不在者投票ができます。
※郵便等でのやり取りが必要です。

●指定病院等で行う不在者投票

不在者投票ができる施設として、熊本県から指定を受けた施設(病院や老人ホーム等)に入院(入所)中の方は、その施設で不在者投票ができます。指定施設での不在者投票については、その施設に申し出てください。

●郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちで一定の要件に該当する人や介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人で、郵便投票証明書の交付を受けている人は、自宅で投票ができます。
※郵便投票証明書の交付には、阿蘇市選挙管理委員会への申請手続きが必要です。

●その他

期日前投票期間中に18歳になる人は、誕生日の前々日まで不在者投票ができます。誕生日の前日からは、期日前投票ができます。

借金、離婚、相続、遺言、交通事故、刑事・・・など、ひとりで悩まずお気軽にご相談下さい。

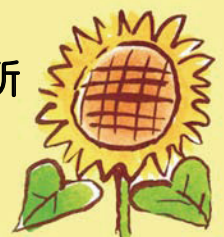
受付時間：平日9時～17時15分 TEL：0967-22-5223 ※完全予約制です。

法律相談料が変わりました。

- ・初回相談が、30分まで無料になりました！
 - ・初回30分超えた2回目以降は30分3500円です。
- ※経済的に余裕がない方は、法テラスの無料法律相談制度をご利用になれることがあります。お問合せ下さい。

阿蘇ひまわり基金法律事務所
阿蘇地域に根ざした法律事務所です。

熊本県弁護士会所属
弁護士 森 あい(もり あい)



〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203 (阿蘇市商工会一の宮支所となり)

選挙公報

阿蘇市議会議員一般選挙の選挙公報は、1月23日(水)の新聞の朝刊に折り込みでお届けする予定です。
また、1月22日(火)から市役所及び各支所などの窓口に選挙公報を設置し、阿蘇市ホームページにも掲載します。

投票場所

前回の衆議院議員総選挙から、投票所が変更になった投票区(太字表示)がありますので、ご注意ください。

投票区	地区又は行政区名	投票所名
1	町区、北区、東2区、西1区、西3区、塩塚	阿蘇市役所
2	古神区、西2区、東1区、東3区	一の宮体育館
3	分区	農業構造改善センター(分区公民館)
4	坂梨地区	坂梨公民館
5	古城地区	古城公民館
6	中通地区(荻の草、舞谷を除く)	中通公民館
7	荻の草、舞谷	荻の草公民館
8	内牧1区、3区、4区、5区、小里、茗ヶ原	阿蘇公民館(阿蘇体育館の東側道路向かい)
9	南宮原、湯浦、西湯浦、西小園	ふれあいプラザ北外輪
10	深葉	旧内牧小学校深葉分校
11	内牧2区、成川、折戸、宇土、浜川	阿蘇市内牧支所
12	狩尾地区	狩尾2区公民館
13	永草、枳、赤水、車帰、跡ヶ瀬、的石	赤水公民館
14	下西黒川、乙姫、黒川千丁	乙姫公民館
15	東黒川、坊中、南黒川、元黒川、北黒川、上西黒川	阿蘇小学校体育館
16	西町、竹原、蔵原	竹原公民館
17	道尻、下役犬原、上役犬原	コミュニティセンター
18	山田地区(茗ヶ原を除く)	山田小学校体育館
19	榎木野、赤仁田、山崎、仁田水、中江、滝水	波野保健福祉センター(波野支所仮庁舎)
20	小園、小地野、笹倉	やすらぎ交流館
21	立塚、横堀、遊雀、中道	農村婦人の家
22	坂の上、大道	高齢者コミュニティセンター福寿荘

めがね・補聴器・時計・宝飾・金・プラチナ高価買取

阿蘇で唯一の認定補聴器技能者の店

阿蘇品 伸二

・認定眼鏡士 55級
 ・認定補聴器技能者 (登録番号18-2935)
 ・古物商許可証 第931120000255号

■営業時間 / 8:30-19:00
 ■定休日 / 1月1日~4日



あそしな時計店

熊本県阿蘇市一の宮町宮地1943-2

TEL/FAX **0967-22-3619**

携帯電話 **090-4678-2995**

あそしな時計店 検索

URL: <http://asoshina-tokai.com>

E-mail: yspqj409@yahoo.co.jp

